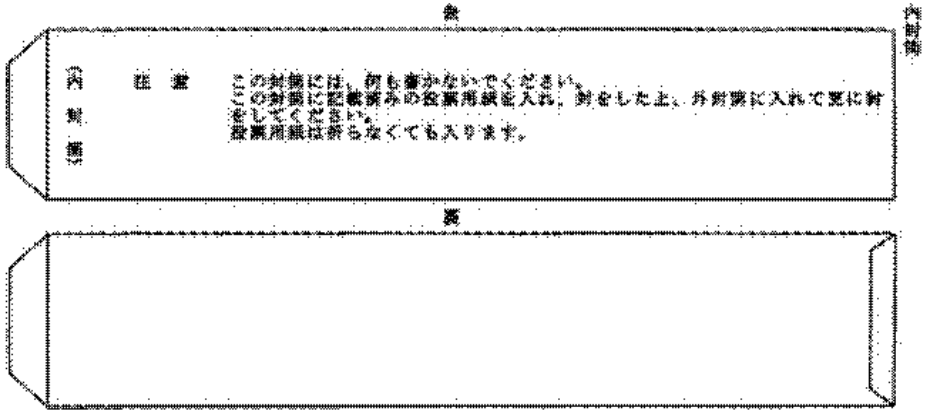
別記第五十七号様式（令第九十四条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七条関係）



備　考

1　令第52条第１項から第３項までの規定を準用する令第95条第４項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

2　在外公館の長は、令第95条第３項又は第４項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければならない。

3　在外公館の長は、令第103条第１項の規定により読み替えて適用される令第92条第２項（不在者投票の投票用紙等の返還）又は令第104条第２項（郵便等による在外投票の投票用紙の返還）の規定により投票用紙等を返還した者については、令第94条第３項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければならない。

4　中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。